

令和7年6月25日

上越商工会議所 会員 様  
上越市商工会 会員 様  
上越観光コンベンション協会 会員 様

上越地域3市連携佐渡観光キャンペーン実行委員会  
会長 原田 正則

上越地域3市連携佐渡観光キャンペーン  
「佐渡旅クーポン」取扱店募集のご案内

日頃から当協会の運営にご理解・ご協力を賜り厚くお礼申し上げます

「佐渡島の金山」の世界文化遺産登録に伴う、佐渡への観光需要の増加を見据え、佐渡旅行者の上越地域内での消費を拡大させるため、上越市・妙高市・糸魚川市内宿泊施設に前泊後泊し小木直江津航路を利用する旅行者に3,000円の宿泊割引及び1人1,000円分(1,000円×1枚)の地域クーポン券を配布します。

つきましては、当キャンペーンの「地域クーポン券(以下、「佐渡旅クーポン券」という。)」の取扱店を募集しておりますので、参加希望の事業者様は別紙の参加申込書よりお申込みいただきますようお願い致します。

※随時、募集をしています。

.....

キャンペーン事業概要

1. 実施期間

- 対象宿泊期間：令和7年8月4日(月)～令和7年11月24日(月) 宿泊分
- 地域クーポン利用期間：令和7年8月4日(月)～令和7年12月31日(水)

2. 事業内容

- ・楽天サイトにおいて「佐渡旅クーポン付きプラン」を予約し宿泊した方を対象に、下記の条件により飲食店やお土産等の購入、交通に使える佐渡旅クーポン券の発行を行い、上越地域内での消費拡大及びリピーター確保につなげる。

宿泊料金(税込)	宿泊割引	地域クーポン券
7,000円以上	3,000円	1,000円分

- ・佐渡旅クーポン券<<予算額>> @1,000円×1,650人泊分=1,650,000円
- ・宿泊割引<<予算額>> @3,000円×1,650人泊分=4,950,000円

※上記は変更になることがあります。

## 佐渡旅クーポン券取扱店参加募集要項

### 1. 対象店舗

- ①上越商工会議所、上越市商工会、上越観光コンベンション協会のいずれかの会員である。
- ②上越市・妙高市・糸魚川市内に事業所、店舗がある、小売業や飲食業、各種サービス業等を営むもの。

### 2. 佐渡旅クーポン券利用期間

- ①令和7年8月4日（月）～令和7年12月31日（水）

### 3. 佐渡旅クーポン券の利用対象外のもの

- ①金券、商品券、旅行券、乗車券、切手、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いもの

### 4. 佐渡旅クーポン券の取扱厳守事項

- ①本クーポン券は物品の販売又は役務の提供等の取引において利用可能です。
- ②本クーポン券と現金の交換はできません。
- ③券面金額に満たない利用であっても、釣銭は出さないでください。
- ④利用期間を過ぎたクーポン券は使用できません。（受け取らないこと）
- ⑤本クーポンの紛失及び盗難に対し、当協会はその責任を負いません。

### 5. 取扱店舗の責務

- ①取扱店であることが利用者に分かるよう、配布する取扱店表示を掲示してください。
- ②利用者から佐渡旅クーポン券を受け取る際、問題がないか十分確認してください。  
偽造された佐渡旅クーポン券と判断できる際は、クーポンの受け取りを拒否するとともに、その事実を上越観光コンベンション協会まで報告してください。
- ③佐渡旅クーポン券を受け取ったときは、他店での再使用を防止するため、裏面の所定欄に取扱店名を記入することとし、既に取扱店名に記入がある場合は受け取りを拒否してください。
- ④各取扱店舗において、利用期間中の商品販売、サービスの提供等の取引に当たり、利用者から受け取った佐渡旅クーポンのみ換金可能です。
- ⑤佐渡旅クーポン券の交換、事業上の取引（商品の仕入れ等）に使用しないでください。
- ⑥利用者から受け取った佐渡旅クーポンの紛失や盗難、損傷、換金期限切れ等による損失は取扱店の負担とします。

### 6. 換金について

- ①換金方法（予定）

・【佐渡旅クーポン券の換金】は上越信用金庫窓口においてクーポン券・換金表・通帳を持参、入金伝票を提出してください。事前に申請されている上越信用金庫の口座に入金します。

※フロー図②のとおり

・換金手数料は無料です。

②提出窓口は下記となります。

・上越信用金庫 市内 13 店舗（能生支店をのぞく）

※佐渡旅クーポンの仕様、換金方法等の詳細につきましては、参加事業者様へ改めてご案内  
します。

**【問い合わせ先】**

（公社）上越観光コンベンション協会 担当：福嶋、高木

電話：025-543-2777 FAX：025-545-1113 メール：jtca-sdtb@joetsu.ne.jp